建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年３月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大和工業所　西本　貴春　兵庫県尼崎市東海岸町１―43　国土交通大臣許可（般特―27）第25911号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年３月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ガス保安検査株式会社　田口　明人　大阪府大阪市中央区本町３―６―４　国土交通大臣許可（般―23）第21962号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関電ビルマネジメント株式会社　澤﨑　雄介　大阪府大阪市中央区千日前１―４―８　国土交通大臣許可（般―23）第21934号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、電気工事業、管工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松田電気工業株式会社　辻　　修　奈良県大和高田市栄町４―33　国土交通大臣許可（般特―23）第2281号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＰＦＵ西日本株式会社　長谷川謙治　大阪府大阪市浪速区難波中２―10―70　国土交通大臣許可（般―26）第21040号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　青木マリーン株式会社　西村　生久　兵庫県神戸市東灘区魚崎西町３―４―３　国土交通大臣許可（特―26）第11258号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＥＥ環境工事株式会社　延藤　容志　兵庫県尼崎市西大物町１―22　国土交通大臣許可（特―25）第20072号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（タイル・れんが・ブロツク工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年４月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新生重機建設株式会社　池田　泰章　大阪府箕面市小野原東４―６―８　国土交通大臣許可（特―23）第24270号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年４月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年７月 19 日

近畿地方整備局長　池田　豊人